

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案要綱

- 一 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する特定事業者（以下単に「特定事業者」という。）から国立大学法人東京海洋大学等を除くとともに、特定事業者に国立研究開発法人国立長寿医療研究センター等を追加すること。

（本則関係）

（附則関係）

- 二 この政令は、令和四年四月一日から施行すること。